（様式第１号）

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名		都市建設部　道路維持課
許認可等名		法定外公共物の占用等の許可
根拠法令		徳島市法定外公共物管理条例
根拠条項		第４条
連絡先		（電話６２１－５３３７）
審査基準	基準	１　次の行為をしようとする者から、占用等の許可の申請があった場合は、管理上支障のない範囲で許可する。 ⑴　法定外公共物の敷地（上空及び地下を含む。）を占用すること。 ⑵　法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 ⑶　法定外公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 ⑷　法定外公共物の敷地内において土石その他の産出物を採取すること。 ⑸　流水を占用すること。ただし、かんがいの用その他公共の用に供する場合を除く。 ２　「管理上支障のある場合」とは、法定外公共物を占用等することによって、交通に支障をきたすとき、流水の妨げとなるとき等である。 ３　第４号中「土石その他の産出物」とは、土砂、砂、砂利、栗石、青石等建築材として使用できるもの、庭石として市場価値の認められるもの等をいう。 ４　第５号中「その他公共の用に供する場合」とは、消火活動のための流水の占用等で緊急性があるとき等をいう。
	参考事項	管理上必要な条件を付すことができる。 （第４条第２項）
	設定等年月日	平成２４年　８月　１日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数　　１４日（休日を除く）
	設定等年月日	平成２４年　８月　１日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）